

運 営 規 程

第1条（目 的）

この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会（以下「岡山済生会」という）の経営する、特別養護老人ホーム 憩いの丘（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」）の適正かつ円滑なる管理・運営を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

要介護状態等となった場合においても、その利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。

2 前項実現のため、次の諸点に配慮する。

- （1）心身の状況、その環境等に応じ、利用者の選択による総合的かつ効率的な提供に努める。
- （2）利用者の意志及び人格を尊重し、公平、中立に努める。

3 運営には、関係行政機関、支援事業者、他の福祉サービスとの連携を図る。

第3条（事業所の名称等）

施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム 憩いの丘
- 二 所在地 岡山市北区日近1807

第4条（職員の職種及び定数）

施設に次の職員を置く。（長期入所と一体配置）

管 理 者	1 名	（常 勤）
生活相談員	3 名	（常勤2名・1名は非常勤）
介護支援専門員	3 名	（常勤3名）
機能訓練指導員	3 名	（常勤2名・1名は非常勤）
看護職員（長期入所）	3 名以上	（常 勤）
（短期入所）	1 名	（常 勤）
介護職員（長期入所）	37 名以上	（常 勤）

	(短期入所)	6 名	(常 勤)
管理栄養士	1 名	(常 勤)	
医 師 (嘱託)	2 名	(非常勤)	
調 理 員	外部委託		

2 運営及び管理上必要と認められるときは、定員外の職員を置くことができる。

第5条（職務分担）

職員の職務分担は次のとおりとする。

管 理 者	・施設の業務を統括し、職員を指揮監督する。
生活相談員	・利用者の相談・指導、家族・親族等との連絡調整、入退所に関する事務、短期入所生活介護計画における生活相談員の役割等に関すること。
介護支援専門員	・利用者の諸行事、レクリエーション等の計画、実施。
	・利用者からの苦情に対し適切に処理する。
	・利用者の短期入所生活介護計画及び関係者との協議（ケース会議）並びに短期入所生活介護計画の見直し等に関すること。
	・新規利用者受入れのための状況把握及び関係者との協議。
	・利用者及び利用希望者の要介護認定並びに更新に関すること。
機能訓練指導員	・利用者の心身に応じた機能回復訓練及び集団訓練の実施。
	・利用者のレクリエーション、クラブ活動等の計画及びその実践。
	・リハビリ関係機器（歩行器、車椅子を含む）の管理に関すること。
	・短期入所生活介護計画及び見直しへの参画。
医師（嘱託）	・利用者の健康管理及び診療、保健衛生に関すること。
看護職員	・医師の診療介助及び看護に関すること。
	・利用者及び職員の健康管理に関すること。
	・医薬品、医療機器の管理に関すること。
介護職員	・利用者個人の尊厳に配慮し、個々の状況に応じた日常生活の援助（食事、排泄、入浴、着替え、整容等）行い自立を促す。
	・居室内外の清掃、整理整頓に関すること。
	・利用者の所持品の保管、管理に関すること。
	・レクリエーション、クラブ活動の計画、実践。
管理栄養士	・給食献立、栄養計算をはじめ給食全般に関すること。
	・給食委託業者の指揮監督に関すること。
調理員（委託）	・給食調理全般。

第6条（営業日及び営業時間）

- （1）営業日 年中無休
- （2）営業時間 24時間とする。

第7条（利用定員）

施設の利用定員は、次のとおりとする。

- （1）短期入所生活介護事業 20名

第8条（短期入所生活介護計画の作成等）

介護サービス提供方法は次の通り。

- （1）利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえ、具体的なサービス計画を作成する。
- （2）介護計画を作成し、文書交付での内容及び手続きの説明をし、利用者または家族の同意を得る。
- （3）居宅サービス計画がすでに作成の場合は、その内容に沿って作成する。
- （4）正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まない。

第9条（介護サービスの内容）

- （1）日常生活上の援助
- （2）健康状態のチェック
- （3）機能訓練サービスの提供
- （4）入浴サービスの提供
- （5）食事サービスの提供
- （6）その他介護業務

第10条（利用料金等）

利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスに該当する場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から施設に支払われる居宅サービス介護費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 利用者負担段階の第1～3段階の「食費」「居住費」は、国が別に定める負担限度額とする。
- 3 日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、当該利用者の負担が適当と認められるものについては実費を徴収する。
- 4 次条に規定する通常の実施地域以外に居住する利用者の送迎に要する費用として、通常の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルにつき100円を徴収する。
- 5 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対

し、当該サービスの内容及び費用を重要事項説明書等で説明したうえで、同意を得るものとする。

第 1 1 条（通常の事業の実施地域）

実施地域 岡山市

第 1 2 条（指定短期入所生活介護の利用契約）

サービスは提供前に利用者及び家族等に利用契約書の内容を説明し、利用契約を締結する。

ただし、管理者が緊急と認める場合には、サービス開始後でもよい。

第 1 3 条（秘密保持）

従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

事業者はその防止のために必要な措置を講ずる。

第 1 4 条（保健衛生）

管理者は、利用者の保健衛生に留意し、常に施設の清潔を保持するよう努めるものとする。

- 2 利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。
- 3 感染症が発生又はまん延しないようにそれぞれ必要な措置を講ずる。
- 4 利用者の定期的な診療及び健康診断を行い、常に健康状態を把握するとともに、緊急等必要な場合は協力病院等において受診をさせる。
- 5 予防接種又は保健衛生上必要と認められる事項については随時同意を得て、実施するものとする。（実費請求）

第 1 5 条（苦情解決体制の整備）

事業者は、指定短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、指定短期入所生活介護の提供に関し、法第 2 3 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 16 条（緊急時、事故発生時における対応方法）

従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第 17 条（非常災害対策等）

事業者は、非常災害に対し日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、その他適切な措置を講ずる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難救出その他必要な訓練を行う。

第 18 条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 19 条（身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き）

事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下身体的拘束等という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、以下の手続きを経て実施することとする。

- ①「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件について管理者、医師、看護師、生活相談員、介護職員等の参加したカンファレンスで検討し、判断する。
- ②利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間や時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう勤め、同意を得る。
- ③その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった

理由等を記録し、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することとする。

第20条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及させるための研修を定期的に実施する。
- （4）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- （5）その他虐待防止のために必要な措置。

- 2 事業者は、指定介護福祉サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第21条（成年後見制度の活用支援）

事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

第22条（職員の研修等）

事業者は従業員の資質向上のため、職務遂行上の必要事項につき、外部研修に積極的に参加させる。

第23条（利用者の守るべき事項）

利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 火気の取り扱いに注意し、喫煙は所定の場所以外ではしないこと。
- 二 建物、設備、その他の備品を破損又は持ち出さないこと。
- 三 喧嘩、口論又は暴行、泥酔等により他人に迷惑を掛けないこと。
- 四 破廉恥な行為及び公の秩序を乱す行為をしないこと。
- 五 その他、この運営規程及び職員の指示に反する行為をしないこと。

第24条（その他運営に関する重要事項）

その他運営に関し、以下の事項に留意する。

- （1）事業所の会計とその他の事業の会計は区分する。

(2) 事業所は、従業者、設備、備品、会計に関する諸記録の整備を行う。

また、サービス提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5カ年間保存する。

(3) この他、施設の運営管理上必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

一部改正	平成13年10月	1日
〃	平成14年 2月	1日
〃	平成16年 4月	1日
〃	平成17年10月	1日
〃	平成18年 2月	1日
〃	平成18年12月11日	
〃	平成23年 9月10日	
〃	平成24年 9月	1日
〃	平成25年 4月	1日
〃	平成26年 4月	1日
〃	平成26年10月	1日
〃	平成27年 4月	1日
〃	平成27年 8月	1日
〃	平成29年 4月	1日
〃	平成30年 4月	1日
〃	令和 元年10月	1日
〃	令和 3年 4月	1日
〃	令和 4年10月	1日
〃	令和 6年 4月	1日